農地転用許可までの標準的な処理期間

令和7年9月9日作成

※標準的な処理期間の例示です。
法定手続きを経て変更するため、申請内容によってはさらに期間を要する場合があります。締切までに余裕を持って事前にご相談ください。

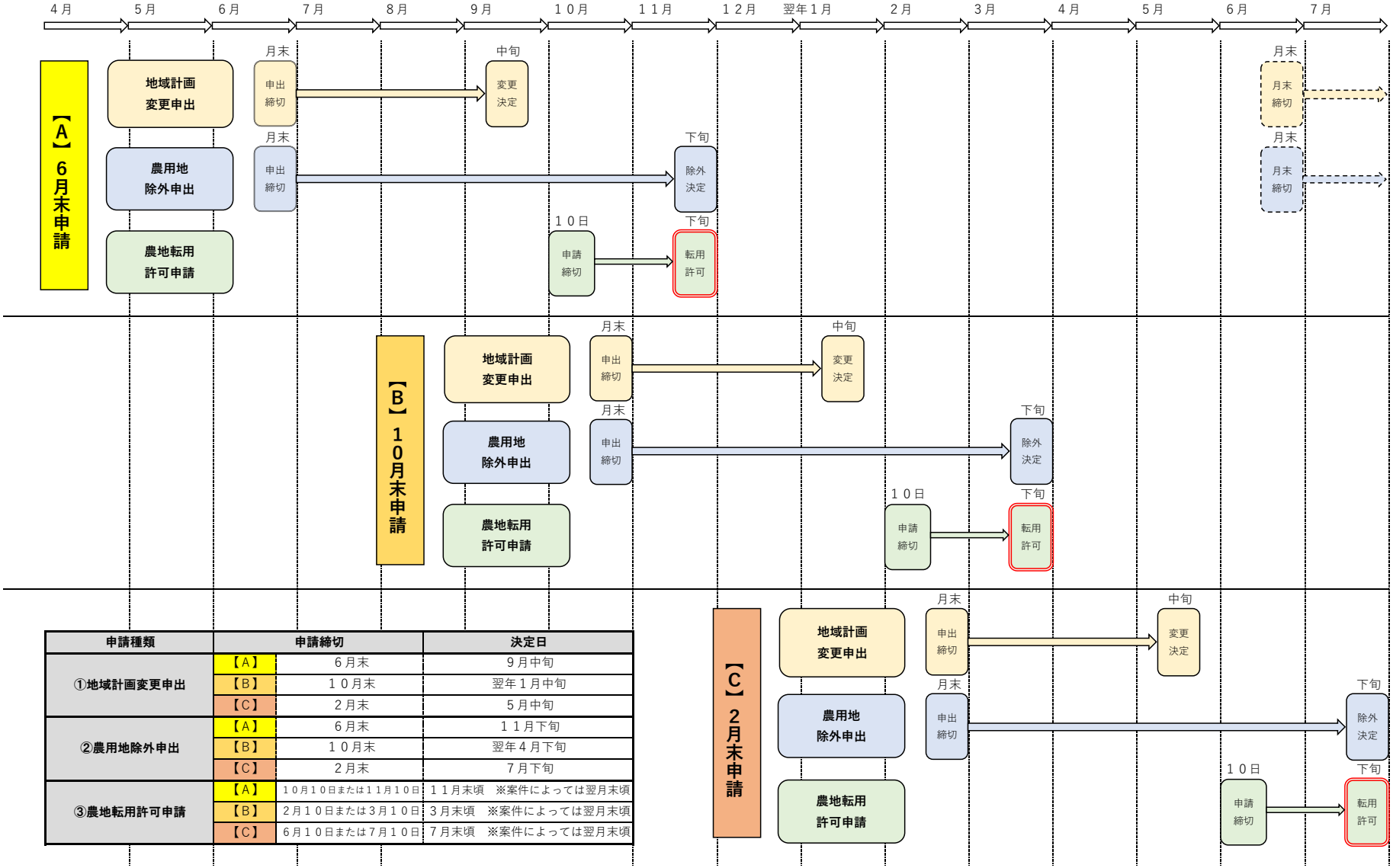

申請種類	申請締切		決定日
①地域計画変更申出	【A】	6月末	9月中旬
	【B】	10月末	翌年1月中旬
	【C】	2月末	5月中旬
②農用地除外申出	【A】	6月末	11月下旬
	【B】	10月末	翌年4月下旬
	【C】	2月末	7月下旬
③農地転用許可申請	【A】	10月10日または11月10日	11月末頃　※案件によっては翌月末頃
	【B】	2月10日または3月10日	3月末頃　※案件によっては翌月末頃
	【C】	6月10日または7月10日	7月末頃　※案件によっては翌月末頃

三原市農林水産課
三原市農業委員会事務局